



健康保険の給付や任意継続に関する手続き

協会けんぽ

- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書

- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 負傷原因届
- 高額療養費支給申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者等の行為による傷病届

- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
(内払金支払依頼書・差額申請書)

- 特定健康診査受診券申請書

- 埋葬料(費)支給申請書

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

従業員の採用

被扶養者の追加・ 削除、届出事項 の変更・訂正

被保険者の届出事項 の変更・訂正

再交付

給与・賞与関係

病気・ケガ・入院 など

出産・育児休業

健康診断

事業所関係

退職・死亡

退職後の健康保険 (任意継続)

健康保険の加入や保険料の納付に関する手続き

日本年金機構

- 被保険者資格取得届
- 70歳以上被用者該当届

- 健康保険被扶養者(異動)届
(国民年金第3号被保険者関係届)

- 被保険者住所変更届
- 被保険者氏名変更(訂正)届
- 被保険者生年月日訂正届

- 年金手帳再交付申請書

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 70歳以上被用者
算定基礎、月額変更、賞与支払届

- 産前産後休業取得者申出書
- 育児休業等取得者申出書(新規・延長)
- 厚生年金保険養育期間標準報酬月額
特例申出書
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届

- 適用事業所名称・所在地変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届

- 被保険者資格喪失届
- 70歳以上被用者不該当届
- 健康保険被保険者証回収不能届

申請書や記入例はホームページからダウンロードできます。郵送をご希望の場合は、お電話ください。

ホームページにはパソコンで作成できる様式もあります。ぜひご利用ください。

協会けんぽ 愛知

協会けんぽについて学ばなら メルマガ登録がおすすめ!

- “健康保険の制度紹介”や“健康情報”が気軽に読める!
- “保険料率の変更”、“制度改正”などもタイムリーに配信!

登録は簡単1分♪

愛知支部ホームページ
または
右の二次元コードから



送付先



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

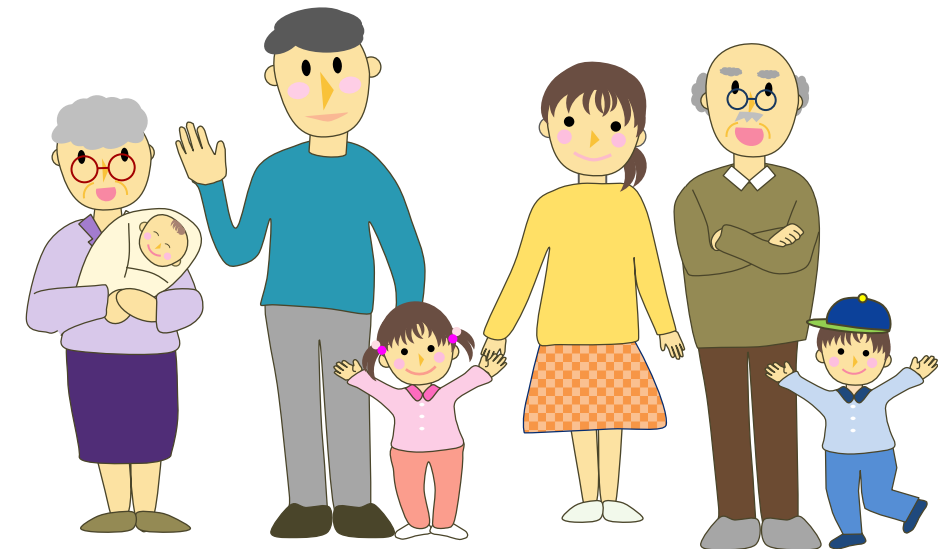
〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1
JPタワー名古屋23階

電話: 052-856-1490 (代表) 受付時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始は除く)

協会けんぽ

愛知支部からのご案内

「協会けんぽ(全国健康保険協会)」は、主に中小企業で働く従業員やそのご家族が加入している健康保険を運営しており、保険証の交付、健康保険給付、任意継続保険、健診や保健指導等に関する業務を行っています。



保険証 発行の流れ

従業員を採用した際は、届出を日本年金機構(名古屋広域事務センター)に提出してください。審査完了後、「保険証」を発行します。事業所様宛に特定記録郵便でお送りしますので、従業員にお渡しください。保険証発行までの所要期間は、約2~3週間です(4月は3~4週間程度)

① 届出を提出

従業員 → 「被保険者資格取得届」
扶養家族 → 「健康保険被扶養者(異動)届」



事業所

届出提出

② 審査・登録



日本年金機構(名古屋広域事務センター)

③ 保険証の作成・発送

データ送信の
翌々営業日に事業所
あてに発送



データ送信

協会けんぽ

医療機関を受診時に、保険証 を提示したときの負担割合

※70歳以上の方には「高齢受給者証」も
発行され、保険証とあわせて提示します

	義務教育就学前	義務教育就学後 ~69歳の方	70~74歳の方(高齢受給者)	
			現役並み所得者	一般
	2割	3割	3割	2割

ご注意ください

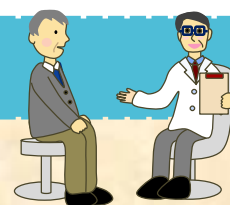
業務上・通勤途上の事故が原因となったケガや病気については、労災保険の給付を受けることになるため、健康保険は使用できません。(労働基準監督署にご相談ください)

健康保険の手続きについて

種類	誰が	どんなとき	概要																	
病 気 ・ ケ ガ	療養費 立替払 ・ 装具	従業員 ・ ご家族	やむをえない 事情で医療費を 全額自己負担で 受診したときなど <療養費が支給される場合(例)> ・資格取得手続き中で、保険証がなく受診したとき ・医師の指示により、コルセットなどの治療用装具を購入、装着したとき ●支給額：健康保険の基準額から、自己負担額を差し引いた額																	
	高額 療養費	従業員 ・ ご家族	医療費が高額に なったとき ●支給額：支払った医療費(*)から自己負担限度額を差し引いた額 ※1ヶ月ごと(各月の1日から末日)に計算。保険診療分のみが対象 <70歳未満の方の自己負担限度額> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の所得区分</th> <th>自己負担限度額</th> <th>多数該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準報酬月額83万以上</td> <td>ア 252,600円+ (総医療費-842,000) ×1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額53万~79万</td> <td>イ 167,400円+ (総医療費-558,000) ×1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額28万~50万</td> <td>ウ 80,100円+ (総医療費-267,000) ×1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額26万以下</td> <td>エ 57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>市区町村民税の非課税者等</td> <td>オ 35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当	標準報酬月額83万以上	ア 252,600円+ (総医療費-842,000) ×1%	140,100円	標準報酬月額53万~79万	イ 167,400円+ (総医療費-558,000) ×1%	93,000円	標準報酬月額28万~50万	ウ 80,100円+ (総医療費-267,000) ×1%	44,400円	標準報酬月額26万以下	エ 57,600円	44,400円	市区町村民税の非課税者等	オ 35,400円
被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当																		
標準報酬月額83万以上	ア 252,600円+ (総医療費-842,000) ×1%	140,100円																		
標準報酬月額53万~79万	イ 167,400円+ (総医療費-558,000) ×1%	93,000円																		
標準報酬月額28万~50万	ウ 80,100円+ (総医療費-267,000) ×1%	44,400円																		
標準報酬月額26万以下	エ 57,600円	44,400円																		
市区町村民税の非課税者等	オ 35,400円	24,600円																		
限度額 適用 認定証	従業員 ・ ご家族	高額な医療費の 窓口負担を軽減 したいとき	あらかじめ協会けんぽに手続きすることで 窓口での支払いを自己負担限度額までに 抑えることができます																	
傷病 手当金	従業員	療養のため仕事を 休み、給与の支払 がないとき	●支給額(1日あたり)： 【支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×3分の2 ●支給期間(※1)：支給開始日から1年6ヶ月の範囲 (※1) 2022年1月に制度変更がある予定です。詳しくはホームページ等でお知らせします。																	
出 産	出産 手当金	従業員	妊娠4ヶ月 (85日)以上で 出産のため仕事を 休み、給与の支払 がないとき ●支給額(1日あたり)： 【支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×3分の2 ●支給期間：出産の日(予定日)以前42日(多胎妊娠は98日)から 出産の日後56日の間																	
	出産 育児 一時金	従業員 ・ ご家族	妊娠4ヶ月 (85日)以上で 出産したとき ●支給額：1児につき420,000円 (妊娠22週未満または産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した 場合は404,000円(※2)) (※2) 2022年1月に金額変更がある予定です。詳しくはホームページ等でお知らせします。 出産育児一時金を出産費用に充てることができるよう、協会けんぽから医療機関に 直接、一時金を支払う仕組み(直接支払制度)となっています。 なお、この制度を利用しない場合は出産後に申請することで給付が受けられます。																	
死 亡	埋葬料 (費)	従業員 ・ ご家族	死亡したとき ●支給額：50,000円(上限)																	
退 職	任意 継続		退職後も継続して 協会けんぽに加入 したいとき ●条件：退職日までに加入期間が継続して2カ月以上あること ●保険料：退職時の保険料の約2倍 ※上限あり ●手続方法：退職の翌日から20日以内に お住まいの都道府県にある協会けんぽ支部に申出書を提出 ※2022年1月に制度変更がある予定です。詳しくはホームページ等でお知らせします。																	

詳細につきましては、ホームページをご覧ください。協会けんぽにお問い合わせください。

協会けんぽの健診



35歳からのお得な健診 生活習慣病予防健診

協会けんぽでは、定期健診の項目にがん検診をプラスした「生活習慣病予防健診」を行っています。

対象 35歳~74歳の被保険者

検査項目 労働安全衛生法の定期健診項目 + さらに詳しい検査項目

〔診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、胸部レントゲン、心電図〕 〔胃部レントゲン(胃がん検診)、便潜血反応検査(大腸がん検診)など〕

費用 約7,200円 定期健診の愛知県内平均価格は約8,000円

労働安全衛生法に定められた定期健診の項目をカバー!!

協会けんぽの健診(生活習慣病予防健診)

定期健診(法定健診)

協会けんぽの健診なら、
定期健診よりも安く、死亡数が多い3大がん(肺がん・胃がん・大腸がん)を検査することができます。
 女性のためのがん検診(乳がん・子宮頸がん)も追加で受診が可能です。
 (費用は別途必要となりますが、協会けんぽの補助が使用できます。)

使わないなんてもったいない!

お申込みは簡単! 健診機関に予約するだけ! 詳細は「協会けんぽ愛知支部」までお問い合わせください。
TEL 052-856-1490

40歳~74歳のご家族様には 特定健康診査

検査項目 診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査

費用 無料または500円
 ※愛知県内の健診機関の場合。

生活習慣病などを早期発見・改善するための検査項目です。
 ショッピングモールや結婚式場、もしくはお近くのクリニック等で受診できます。

ご家族の場合は、該当する方に**受診券**をお届けしております。

健診の後は

健診は受けて終わりではありません!
健診結果に応じた健康サポートを活用
 健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方(40~74歳)は、**個々に応じた健康サポート(特定保健指導)**が無料で受けられます。従業員の健康管理にぜひご活用ください。

健康サポートのプロ(保健師・管理栄養士)が貴社までおうかがいします。

無料!

無理なく生活習慣を改善するための
 アドバイスや目標設定をお手伝い
 &
 電話・手紙等で継続支援

メタボ脱出!

健康サポートは事業所様へご案内させていただきます。
 ご家族の場合は、該当する方に**利用券**をお届けしており、お近くの保健指導実施機関で受けられます。